

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------|
| 24 | 介護保険事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和3年9月1日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 介護保険事務 |
| ②事務の内容 | <p>介護保険は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった方などが、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする制度である。</p> <p>郡山市は、介護保険事務に関し、介護保険法及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理 ②届出に係る事実についての審査 ③届出に対する応答に関する事務 ④被保険者証に関する事務 ⑤認定証に関する事務 ⑥介護給付の支給に関する事務 ⑦予防給付の支給に関する事務 ⑧市町村特別給付の支給に関する事務 ⑨要介護認定の申請の受理 ⑩要介護更新認定の変更の認定の申請の受理 ⑪要介護状態区分の変更の認定の申請の受理 ⑫申請に係る事実についての審査に関する事務 ⑬申請に対する応答の事務 ⑭居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理 ⑮介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理 ⑯保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑰保険給付の支払の一時差止に関する事務 ⑱保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑲保険料の徴収に関する事務 ⑳保険料の賦課に関する事務</p> |
| ③対象人数 | <p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
| システム1 | |
| ①システムの名称 | 介護保険システム |
| ②システムの機能 | <p>①宛名管理機能:住民記録システムと連携し、住民の情報を記録管理する機能。 ②資格管理機能:資格の取得や喪失を管理する機能 ③保険料賦課・収納機能:保険料計算を行ったり、保険料の収納・滞納管理・還付充当を行う機能 ④認定管理機能:要介護認定・要支援認定を行う機能 ⑤給付機能:給付に関する記録や支払いを行う機能 ⑥検索機能:個人番号により検索する機能 ⑦表示機能:被保険者資格管理等に用いる画面に個人番号を表示する機能(1)検索機能 ⑧国保連合会への情報提供機能:被保険者の異動、要介護認定情報に関わる情報を受給者異動連絡票情報として抽出し国保連合会へ送付する機能 ⑨セキュリティ機能:個人番号の参照を抑制する職員権限の強化機能</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()</p> |

| システム4 | | | | | | | | | |
|--|--|--|-----------------------------------|---|---------------------------------------|---|---------------------------------|----------------------------------|--|
| ①システムの名称 | 中間サーバー | | | | | | | | |
| ②システムの機能 | <p>1. 符号管理機能 : 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 各事務システム接続機能 : 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 : 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 : セキュリティを管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 : 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 : バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p> | | | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table> | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム | <input type="checkbox"/> その他 () | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | | |
| システム5 | | | | | | | | | |
| システム6～10 | | | | | | | | | |
| システム11～15 | | | | | | | | | |
| システム16～20 | | | | | | | | | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険情報ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条別表第一 68項 |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護給付等関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93.94.95の項 |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 郡山市保健福祉部介護保険課 |
| ②所属長の役職名 | 介護保険課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|--|
| 介護保険情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 被保険者及び被保険者と同一の世帯員 |
| その必要性 | 個人を正確に特定し、公平かつ公正な介護保険事務を行うため |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | 法令に基づき記録する必要があるため。 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成27年10月以降 |
| ⑥事務担当部署 | 保健福祉部介護保険課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|--|--|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、国民健康保険課、市民税課、社会福祉課) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (福島県国民健康保険団体連合会) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ②入手方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 紙 [<input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ③使用目的 ※ | 被保険者の資格及び保険料情報を正確に把握する必要があるため。 | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 介護保険課、国民健康保険課、収納課、各行政センター及び連絡所、市民サービスセンター、ソーシャルメディア推進課(電算室) |
| | 使用者数 | <div style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 </div> <div style="text-align: center;"> <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div> |
| ⑤使用方法 | 介護保険法に基づく、介護保険事務(資格、賦課、収納、認定、給付)において使用する。 | |
| | 情報の突合 | 本人からの申請内容の確認を行うため、介護保険システムにおける宛名情報と申請書記載内容の突合を行う。 |
| ⑥使用開始日 | 平成28年1月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|--|--|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件 | |
| 委託事項1 | 介護保険システムの賃貸借・保守 | |
| ①委託内容 | 介護保険システムの運用機機賃貸借・保守 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 富士通株式会社 | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項2 | 介護保険情報管理運用業務 | |
| ①委託内容 | 介護保険の資格、賦課、収納、認定、給付に関する内容の管理を行う。 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 株式会社福島情報処理センター | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [<input type="radio"/>] 提供を行っている (20) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (4) 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 番号法第19条第8号 別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1を参照) |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表第二(別紙1を参照) |
| ②提供先における用途 | 番号法第19条第8号 別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照) |
| ③提供する情報 | 2. ④に同じ |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 2. ③に同じ |
| ⑥提供方法 | [<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 随時 |
| 提供先2～5 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |

| | |
|------------------------|---|
| 移転先1 | 別表第1の左欄に掲げる者(別紙2を参照) |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表第一(別紙2を参照) |
| ②移転先における用途 | 別表第1の右欄に掲げる事務(別紙2を参照) |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険システムに記録されている被保険者 |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="radio"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 随時 |
| 移転先2～5 | |
| 移転先2 | 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第二に掲げるもの(別紙2を参照) |
| ①法令上の根拠 | 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第二(別紙2を参照) |
| ②移転先における用途 | 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第二中欄に掲げる事務(別紙2を参照) |
| ③移転する情報 | 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第二右欄に掲げる介護保険法による保険料の納付状況若しくは徴収に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険システムに記録されている被保険者 |
| ⑥移転方法 | <input checked="" type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="radio"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 随時 |
| 6. 特定個人情報の保管・消去 | |
| 保管場所 ※ | <small><郡山市における措置></small> 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <small><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></small> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 |
| 7. 備考 | |

(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務

| 提供先 No. | 提供先 | 法令上の根拠 (項番) | 提供先における用途 |
|---------|----------------|-------------|--|
| 1 | 厚生労働大臣 | 1 | 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 2 | 全国健康保険協会 | 2 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 3 | 健康保険組合 | 3 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 4 | 厚生労働大臣 | 4 | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 5 | 全国健康保険協会 | 5 | 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 6 | 全国健康保険協会 | 6 | 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 7 | 都道府県知事等 | 8 | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 8 | 市町村長 | 11 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 9 | 市町村長 | 17 | 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 |
| 10 | 都道府県知事 | 22 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 11 | 都道府県知事等 | 26 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 12 | 社会福祉協議会 | 30 | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 13 | 日本私立学校振興・共済事業団 | 33 | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 14 | 国家公務員共済組合 | 39 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 15 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 42 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |

| | | | |
|----|----------------------|------|---|
| 16 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 43 | 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 17 | 市町村長 | 56の2 | 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 18 | 地方公務員共済組合 | 58 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 19 | 市町村長 | 61 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 20 | 市町村長 | 62 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 21 | 後期高齢者医療広域連合 | 80 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 22 | 後期高齢者医療広域連合 | 81 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 23 | 都道府県知事等 | 87 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 24 | 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 | 90 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 25 | 市町村長 | 93 | 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 26 | 市町村長 | 94 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 27 | 厚生労働大臣又は共済組合等 | 95 | 介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 28 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 97 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 29 | 都道府県知事又は市町村長 | 108 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 30 | 都道府県知事又は市町村長 | 109 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 31 | 都道府県知事 | 119 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |

(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務

| 移転先 No. | 移転先 | 法令上の根拠 (項番) | 移転先における用途 |
|------------|--------------|----------------|---|
| 1 | 保健福祉部生活支援課 | 15 | 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 2 | 市民部国民健康保険課 | 30 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険税の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 3 | 市民部国民健康保険課 | 59 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 4 | 保健福祉部保健福祉総務課 | 63 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |

(別紙2) 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第二に定める事務

| 移転先 No. | 移転先 | 法令上の根拠 (項番) | 移転先における用途 |
|------------|----------------|----------------|--|
| 5 | 税務部収納課 | 3 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの |
| 6 | 保健福祉部地域包括ケア推進課 | 22 | 日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、日常生活用品の購入費用の助成を行う事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

《宛名情報》

1.保険者番号 2.市町村コード 3.宛名コード 4.履歴番号 5.世帯コード 6.基本氏名カナ 7.基本氏名 8.基本通称名カナ 9.基本通称名 10.氏名利用区分 11.基本生年月日 12.基本性別コード 13.基本続柄コード 14.基本住所コード 15.基本市内外区分 16.基本カス
タマーコード 17.基本住所 18.基本住所方書 19.基本郵便番号 20.地区コード1
21.地区コード2 22.地区コード3 23.地区コード4 24.地区コード5 25.住民区分 26.住民日届出日 27.住民日異動日 28.住民日異動事
由コード 29.非住民日届出日 30.非住民日異動日 31.非住民日異動事由コード 32.基本届出日 33.基本異動日 34.基本異動事由
コード 35.国籍コード 36.入国目的コード 37.在留期間開始日 38.在留期間終了 39.転入出区分 40.転入出住所 41.転入出住所方
書 42.送付先名 43.送付先住所コード 44.送付先市内外住所区分 45.送付先カスタマーコード 46.送付先住所 47.送付先住所方
書 48.送付先郵便番号 49.送付先開始日 50.送付先開始理由コード 51.送付先終了日 52.送付先終了理由コード 53.送付先備考
54.送付先利用区分 55.自宅連絡先名 56.自宅電話番号 57.自宅FAX番号 58.勤務先連絡先名 59.勤務先名称 60.勤務先電話番号
61.勤務先内線番号 62.その他連絡先名 63.その他名称 64.その他連絡先電話番号 65.その他内線番号 66.連絡先備考 67.その他
連絡先名2 68.その他名称2 69.その他連絡先電話番号2 70.その他内線番号2 71.その他連絡先名3 72.その他名称3 73.その他連
絡先電話番号3 74.その他内線番号3 75.個人番号

《資格情報》

1.保険者番号 2.市町村コード 3.被保険者番号 4.資格得喪履歴連番 5.宛名コード 6.資格異動日 7.資格取得日 8.資格喪失日 9.
一号該当日 10.資格異動事由コード 11.資格情報削除フラグ 12.被保険者区分 13.被保険者送付先連番 14.資格届出日 15.市町村
資格取得日 16.市町村資格喪失日 17.市町村一号該当日 18.異動フラグ 19.証振分区分 20.証交付状況区分 21.証交付日 22.証
有効開始日 23.証有効期限日 24.証作成事由コード 25.証返還日 26.証返還督促状発行日 27.証返還督促状発行回数 28.証返還
督促状番号 29.施設入所履歴連番 30.施設入所日 31.施設退所日 32.入所施設事業者コード 33.施設入所種別区分 34.他市町村
住所地 35.旧措置フラグ 36.旧措置者フラグ 37.旧措置者終了日 38.入所連絡票送付日 39.退所連絡票送付日 40.変更連絡票送
付日 41.転出通知送付日 42.退所理由区分 43.適用開始日 44.他市町村コード 45.他市町村被保険者番号 46.入所連絡票受理日
47.退所連絡票受理日 48.変更連絡票受理日

《認定情報》

1.保険者番号 2.市町村コード 3.支所コード 4.被保険者番号 5.履歴番号 6.要介護認定申請日 7.調査回数 8.認定状態区分 9.認
定進行フラグ 10.訪問調査進行フラグ 11.意見書進行フラグ 12.審査会進行フラグ 13.要介護認定廃止区分 14.要介護認定廃止日
16.職権修正区分 17.職権修正日 18.職権修正者管理市町村コード 19.職権修正者コード 20.要介護認定申請区分 21.受付場所コ
ード 22.申請者関係コード 23.申請代行業者管理市町村コード 24.申請者宛名コード 25.申請者氏名 26.申請者住所 27.申請者郵
便番号 28.申請者郵便番号 29.入所施設管理市町村コード 30.入所施設コード 31.訪問調査回数 32.調査委託日 33.予定調査実施
日 34.訪問調査日 35.訪問調査開始時刻 36.調査委託事業者管理市町村コード 37.調査委託事業者コード 38.訪問調査管理市町村
コード 39.訪問調査員コード 40.調査結果入手日 41.かかりつけ医医療機関管理市町村コード 42.かかりつけ医コード 43.かかりつけ
医氏名 44.意見書回数 45.意見書作成医療機関管理市町村コード 46.意見書作成医医療機関コード 47.意見書作成医管理市町村
コード 48.意見書作成医コード 49.意見書作成医氏名 50.意見書医区分 51.かかりつけ医意見書作成依頼日 52.かかりつけ医意見
書作成日 53.かかりつけ医意見書入手日 54.疾病区分 55.傷病名 56.一次審査日 57.一次審査要介護状態区分 58.一次判定結果
(認知症加算) 59.二次審査依頼日 60.二次審査会 61.審査会会場コード 62.審査会開始時刻 63.審査会コード 64.審査順番番号 65
一次判定結果変更事由 66.二次審査要介護状態区分 67.認定有効月数 68.要介護認定日 69.認定有効開始日 70.認定有効終了
日 71.要介護認定認定理由コード 72.認定通知書通知日 73.認定通知書最新発行日 74.処分延期事由コード 75.処分延期決定日
76.認定処理予定日 77.処分延期事由コード 78.処分延期決定日 79.認定処理予定日 80.処分延期通知書最新発行日 81.処分延期
通知書通知日 82.処分延期通知書発行回数 83.備考訪問調査 84.備考意見書 85.備考審査会 86.認定センタ送信日 87.再調査区
分 88.廃止フラグ 89.認知症高齢者の目印 90.法改正フラグ 91.蓋然性評価コード 92.蓋然性評価パーセント 93.推定給付区分コ
ード 94.要介護1状態像コード 95.審査会意見 96.不服審査前の二次審査要介護状態区分

《給付情報》

1.保険者番号 2.市町村コード 3.被保険者番号 4.居宅有効開始日 5.居宅有効終了日 6.最新届出フラグ 7.届出日 8.届出区分 9.
作成区分 10.居宅介護支援事業所番号 11.事業者区分 12.介護支援専門員名 13.計画変更事由 14.小規模多機能居宅サービス利
用有無 15.電話番号 16.委託先居宅介護支援事業者番号 17.申請者関係コード 18.代理人-委任日 19.代理人-郵便番号 20.代理
人-住所 21.代理人-電話番号 22.代理人-氏名 23.申請受付日 24.申請受付者所属コード 25.申請受付者職員コード 26.申請受付
場所コード 27.支所コード 28.国保連提出区分 29.国保連送付済フラグ 30.対象年月 31.種別区分 32.作成日 33.給付管理票作成
区分 34.居宅介護サービス計画作成区分 35.要介護状態区分 36.限度額適用開始年月 37.限度額適用終了年月 38.支給限度額
39.前月まで給付計画日数 40.指定サービス分小計 41.基準該当サービス分小計 42.給付計画合計点数 43.担当介護支援専門員番
号 44.委託先担当介護支援専門員番号 45.申請届出日 46.申請受付日 47.申請受付者所属コード 48.申請受付者職員コード 49.申
請受付場所コード 50.口座名義人カナ 51.口座名義人 52.送付先連番 53.送付先宛名コード 54.貸付申請区分コード 55.貸付番号

56.貸付日 57.貸付額 58.貸付終了日 59.保険請求額 60.利用者負担額 61.国保連提出区分コード 62.支給区分コード 63.支給決定日 64.点数 65.支払金額合計 66.支給不支給理由 67.受領委任区分 68.受領委任事業者番号 69.償還処理状態区分 70.支払状態区分 71.領収証確認フラグ 72.サービス提供証明書確認フラグ 73.受領委任確認フラグ 74.審査自庁区分 75.支払予定開始日-委託時窓口払用 76.支払予定終了日-委託時窓口用 77.償還連絡票作成年月 78.福祉用具購入日 79.福祉用具商品名 80.福祉用具種目コード 81.福祉用具製造事業者名 82.福祉用具販売事業者名 83.販売事業者電話番号 84.保険給付率 85.購入金額 86.保険請求算定額 87.支給予定額 88.品目コード 89.審査方法区分コード 90.住宅改修着工日 91.住宅改修完成日 92.住宅改修事業者名 93.住宅改修事業者電話番号 94.申請者関係区分コード 95.所有者名 96.住宅改修先住所連番 97.住宅改修先郵便番号 98.住宅改修先住所 99.住宅改修先電話番号 100.住宅改修内容 101.理由書作成日 102.理由書作成事業者番号 103.理由書作成者名 104.自己負担支払額 105.自己負担開始年月日 106.自己負担終了年月日 107.自己負担日数 108.特入基準日 109.特入利用者負担段階 110.特入認定日 111.特入開始日 112.特入終了日 113.特入認定区分 114.負担限度額ユニット型個室 115.負担限度額ユニット型準個室 116.負担限度額多床室 117.負担限度額食費 118.サービス提供年月 119.サービス明細 120.サービス種類コード 121.サービス項目コード 122.費用単価 123.負担限度額 124.日数 125.世帯コード 126.所得区分コード 127.老齢福祉年金受給の有無 128.利用者負担代2段階 129.激変緩和措置対象者区分 130.境界層区分コード 131.境界前所得区分コード 132.支給申請書出力の有無 133.高額支給額 134.元利用者負担額合計 135.元算定基準額 136.元高額支給額 137.戻入区分 138.備考 139.対象者情報作成年月日 140.勸奨通知書番号 141.勸奨通知書作成日 142.住所地特例区分 143.世帯合算区分コード 144.社福軽減率 145.社福利用者負担額 146.社福軽減額 147.社福軽減利用者負担額 148.給付実績区分コード 149.給付実績情報作成区分コード 150.前保険請求書 151.後保険請求額 152.後利用者負担額 153.生年月日 154.性別コード 155.要介護状態区分コード-国保連 156.老人保健市町村番号 157.老人保健受給者番号 158.後期保険者番号 159.後期被保険者番号 160.申立理由番号 161.当初単位数 162.申立年月日 163.過誤識別区分 164.申立元区分 165.市町村コード-調定情報 166.被保険者-調定情報 167.賦課年度 168.調定年度 169.徴収方法区分 170.期別 171.期別保険料額 172.期別集能率 173.納期限 174.処分管理区分 175.徴収猶予フラグ 176.期別控除額 177.給付制限種類区分 178.給付制限適用決定日 179.給付制限状態区分 180.給付制限解除理由 181.給付制限適用開始日 182.給付制限適用終了日 183.弁明通知書通知日 184.弁明取消日 185.給付制限決定通知書通知日 186.弁明提出期限日 187.予告通知書番号 188.通知書番号 189.弁明書提出フラグ 190.弁明書入手日 191.弁明書理由 192.送付先連番 193.減額計算期間開始年月日 194.減額計算終了年月日 195.徴収権消滅期間 196.納付済期間 197.給付制限適用決定日 198.免除申請額 199.免除期間開始日 200.免除期間終了日 201.免除状態区分 202.免除認定日 203.減額申請日 204.減額状態区分 205.減額申請受領日 206.減額申請番号 207.減額申請者郵便番号 208.減額申請者住所 209.減額申請者氏名 210.減額申請者電話番号 211.申請者関係コード 212.減額認定日 213.減額申請理由コード 214.その他の減額申請理由 215.減額開始日 216.減額終了日 217.減額認定証最新発行日 218.減額認定証発行回数 219.減額認定証通知書 220.減額取消日 221.減額取消理由コード 222.その他減額取消理由 223.所得基準日 224.世帯所得区分コード 225.税区分 226.生活保護区分 227.減額結果通知書最新発行日 228.減額結果通知書発行回数 229.減額結果通知書通知日 230.申請日 231.状態区分 232.旧措置者受理日 233.旧措置者申請番号 234.旧措置者申請者郵便番号 235.旧措置者申請者住所 236.旧措置者氏名 237.旧措置者申請者電話番号 238.申請者関係コード 239.旧措置者認定日 240.旧措置者申請理由コード 241.その他旧措置者申請理由 242.旧措置者給付率 243.旧措置者認定理由コード 244.その他の旧措置者認定理由 245.旧措置者減免開始日 246.旧措置者減免終了日 247.旧措置者認定証最新発行日 248.旧措置者認定証発行回数 249.旧措置者認定証通知書 250.旧措置者取消日 251.旧措置者取消理由 252.特定申請日 253.特定状態区分 254.特定申請受理日 255.特定申請番号 256.特定申請者郵便番号 257.特定申請者住所 258.特定申請者氏名 259.特定申請者電話番号 260.特定認定日 261.特定申請理由コード 262.その他特定申請理由 263.その他の特定認定理由 264.特定開始日 265.特定終了日 266.特定認定証最新発行日 267.特定認定証発行回数 268.特定認定証通知日 269.特定取消日 270.特定取消理由コード

270.特定認定証取消理由 271.特定認定証発行回数 272.特定結果通知書発行回数 273.特定結果通知書通知日 274.訪問申請日 275.訪問申請理由 276.訪問申請理由区分 277.訪問申請受理日 278.訪問申請番号 279.訪問申請者郵便番号 280.訪問申請者住所 281.訪問申請者氏名 282.訪問申請者電話番号 283.申請者関係コード 284.訪問認定日 285.訪問申請理由コード 286.その他の申請理由 287.特別対策給付率 288.訪問該当フラグ 289.訪問認定理由コード 290.その他の訪問認定理由 291.訪問開始日 292.訪問終了日 293.訪問結果通知書最新発行日 294.訪問結果通知書発行回数 295.訪問結果通知書通知日 296.訪問認定最新発行日 297.訪問認定発行回数 298.訪問取消日 299.訪問取消理由コード 300.その他の訪問取消理由 301.身体障害者等級区分 302.身体障害者番号1 303.身体障害者2 304.被保険者資格喪失年月日 305.被保険者資格喪失事由 306.国保-保険者番号 307.国保-被保険者証番号 308.国保-世帯番号 309.国保-続柄 310.国保-保険者名称 311.国保-加入期間-開始年月日 312.国保-加入期間-終了期間 313.4月度自己負担額 316.4月度70-74歳負担額 315.4月度高額支給額 316.5月度負担額 317.5月度70-74歳負担額 318.5月度高額支給額 319.6月度負担額 320.6月度70-74歳負担額 321.6月度高額支給額 322.7月度負担額 323.7月度70-74歳負担額 324.7月度高額支給額 325.8月度負担額 326.8月度70-74歳負担額 327.8月度高額支給額 328.9月度負担額 329.9月度70-74歳負担額 330.9月度高額支給額 331.10月度負担額 332.10月度70-74歳負担額 333.10月度高額支給額 334.11月度負担額 335.11月度70-74歳負担額 336.11月度高額支給額 337.12月度負担額 338.12月度70-74歳負担額 339.12月度高額支給額 340.翌1月度自己負担額 341.翌1月度70-74歳負担額 342.翌1月度高額支給額 343.翌2月度負担額 344.翌2月度70-74歳負担額 345.翌2月度高額支給額 346.翌3月度負担額 347.翌3月度70-74歳負担額 348.翌3月度高額支給額 349.翌4月度負担額 350.翌4月度70-74歳負担額 351.翌4月度高額支給額 352.翌5月度負担額 353.翌5月度70-74歳負担額 354.翌5月度高額支給額 355.翌6月度負担額 356.翌6月度70-74歳負担額 357.翌6月度高額支給額 358.翌7月度負担額 359.翌7月度70-74歳負担額 360.翌7月度高額支給額 361.自己負担額合計 362.70-74歳負担額合計 363.高額支給額合計 364.世帯負担総額 365.介護等合算一部負担金等世帯合算額 366.70以上一部負担金等世帯合算額 367.介護等合算算定基準額 368.70以上介護等合算算定基準額 369.世帯支給総額 370.うち70以上分世帯支給総額 371.案分後支給額 372.うち70以上分按分後支給額 373.連絡票取込年月 374.連絡票作成元区分 375.連絡票状態区分 376.決定状態区分 377.介護給付所得者1再計算実施の有無 378.前-世帯負担総額 379.前-介護等合算一部負担金等世帯額 380.前-介護等合算算定基準額 381.前-70以上介護等合算算定基準額 382.前-世帯支給総額 383.前-うち70以上分世帯支給総額 384.前-按分後支給額 385.前-うち70以上分按分後支給額 386.70歳以上負担額 387.70歳以上按分率分母 388.70歳以上支給額 389.70歳未満支給額 390.按分率分子 391.按分率分母

《収納情報》

1.保険者番号 2.市町村コード 3.被保険者番号 4.納付区分 5.還付支払方法区分 6.減免徴収猶予通知書送付先連番 7.納付通知書送付先連番-連帳 8.納入告知書送付先連番-連帳 9.口座開始お知らせ送付先連番 10.過誤納関連通知書送付先連番 11.督促状送付先連番 12.催告書送付先連番 13.納入告知書送付先連番-単票 14.口座振替結果通知書送付先連番 15.お知らせ発行区分 16.納付口座連番1 17.納付口座開始年1 18.還付口座連番1 19.還付口座開始年月1 20.収納区分 21.保険料収納額 22.発生過誤納金額 23.延滞金額 24.督促手数料 25.還付加算金 26.収納日 27.領収日 28.消込日 29.納付区分 30.発生過誤納延滞金額 31.発生過誤納手数料額 32.調定月 33.年金保険者番号 34.過誤納年度 35.過誤納連番 36.賦課年度 37.弔意定年度 38.徴収方法区分 39.期別 40.過誤納処理済区分 41.還付充当区分 42.過誤納発生日 43.過誤納発生日事由区分 44.過誤納金額 45.返納金額 46.還付金額 47.充当金額 48.過誤納整理日 49.充当決議日 50.還付決議日 51.還付支払日 52.歳入歳出区分 53.歳入年度 54.現年度滞納区分 55.期別連番 56.収納日 57.延滞金額 58.督促手数料 59.還付-還付加算金 60.充当-先被保険者番号 61.充当-先調定年度 62.充当-先賦課年度 63.充当-先徴収方法区分 64.充当-先期別 65.充当-先調定 66.充当-先充当金額 67.充当-先延滞金

額 68.充当-先督促手数料額 69.還付口座振込依頼フラグ 70.還付口座振込依頼日 71.還付請求書発行フラグ 72.還付請求発行日
73.還付支払方法区分 74.督促催告区分 75.収納済フラグ 76.督促催告停止フラグ 77.督促催告停止日 78.催告回数 79.督促状通
知書番号 80.督促日 81.催告日 82.督促納期限 83.保険料収納額 84.保険料収納日

《賦課情報》

1.保険者番号 2.市町村コード 3.被保険者番号 4.賦課年度 5.賦課情報履歴連番 6.徴収方法区分 7.賦課期日 8.賦課更正事由
コード 9.賦課処理日 10.所得段階 繰り返し数 12 11.所得段階 12.算定保険料 13.減免額 14.差引保険料額 15.特徴-現年度期別
データ 繰り返し6 16.特徴-期別期 17.特徴-期別保険証額 18.特徴-期別収納額 19.特徴-期別納期限 20.特徴-期別最終領収日
21.特徴-期別調定月 22.普徴-現年度期別調定月 23.普徴-期別期 24.普徴-期別保険料額 25.普徴-期別収納額 26.普徴-期別防
期限 27.普徴-期別処分管理区分 28.普徴-期別処分管理日 29.普徴-区別処分管理理由区分 30.普徴-期別最終領収日 31.普徴-
期別督促納期限 32.普徴-期別調定月 33.普徴-期別不納付損額 34.随時期別データ 繰り返し6 35.随時-期別調定年度 36.随時-
期別期 37.随時-期別保険料額 38.随時-期別収納額 39.随時-期別納期限 40.随時-期別処分管理区分 41.随時-期別処分管理日
42.随時-期別処分管理理由区分 43.随時-期別最終領収日 44.随時-期別督促納期限 45.随時-期別調定月 46.随時-期別不納欠
損額 47.減免申請日 48.減免申請状態区分 49.減免猶予申請事由コード 50.申請者関係コード 51.申請者氏名 52.申請者郵便番号
53.申請者住所 54.申請者電話番号 55.申請受付日 56.減免猶予区分 57.決却下日 58.減免猶予事由コード 59.減免猶予率 60.減
免猶予金額 61.減免猶予開始日 62.減免猶予終了日 63.捕捉年月 64.特徴仮徴収期別保険料額 65.レコード区分 66.回送市町村
コード 67.特別徴収義務者コード 68.通知内容コード 69.特別徴収制度コード 70.作成年月日 71.基礎年金番号 72.年金コード 73.
生年月日 74.性別コード 75.氏名カナ 76.氏名シフトコード1 77.氏名 78.氏名シフトコード2 79.郵便番号 80.住所カナ 81.住所シフ
トコード1 82.住所 83.住所シフトコード2 83.処理結果 84.後期移管コード

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><介護保険システム> 対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不必要な閲覧が行われないようにする。また、他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とし、個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 各事務システム間での情報連携のために、各事務システムの副本データを置くものであり、各事務システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。また、連携する各事務システムにおいて、必要情報を事前に登録してあり、それ以外の情報は取得できないシステムとなっている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ・共通基盤システムを経由した各事務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。 ・このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。 ・また、メンテナンス等を行う場合には、操作ログを保管する機能を有している。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><介護保険システム> 個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から介護保険情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①特定個人情報の中間サーバーとの連携システムであり、その他のシステムに連携する機能は有していない。 ②中間サーバーからの要求にこたえるだけであるので、必要な情報の切り分けは、統合宛名システムでは行われない。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①情報の格納 ・自動でデータの副本を更新するシステムである。 ②情報の取得 ・自動で必要な情報を取得するのみで、それ以外の情報は取得できないシステムとなっている。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | 業務上、必要とする所属の職員に限定し、個人ごとにIDを割り当て、共用IDは禁止している。 |
| その他の措置の内容 | — |

| | | |
|-----------------------------------|-----------|---|
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| — | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|---|---|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | 郡山市個人情報保護条例及び関連規則等、郡山市情報セキュリティ要綱及び郡山市情報セキュリティ対策基準等の業務実施に係る法令等を遵守すること。 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [再委託していない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | | |
| その他の措置の内容 | - | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| - | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [] 提供・移転しない |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | 個人情報の保護に関する法律、郡山市個人情報保護条例の規定等に基づき、庁内で扱う個人情報の流出を防いでいる。 | |
| その他の措置の内容 | 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| - | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [] 接続しない(提供) |
|---|--|--|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><徴収システムにおける措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | 上記リスク1に係る措置の内容に加え、中間サーバから発出される突合ファイルによる突合を可能としている。 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| - | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない | 2) 十分に行っている |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし |
| その内容 | - | | |
| 再発防止策の内容 | - | | |
| その他の措置の内容 | - | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |

| | |
|--------------------------------------|--|
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |
| 8. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <郡山市における措置> ①事務担当部署が使用部署に対し、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ②情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行っている。 ・情報セキュリティ対策通知 ・情報セキュリティ対策遵守徹底事項カード配布 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施 |
| 10. その他のリスク対策 | |
| | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|--|
| ①請求先 | 〒963-8601郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 電話024-924-3511 |
| ②請求方法 | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | — |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 〒963-8601郡山市朝日一丁目23番7号 保健福祉部介護保険課 管理係 024-924-3021 |
| ②対応方法 | 全庁共通の問合せ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて、庁内横断的な連絡を行う。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 平成27年4月16日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | |
| ②実施日・期間 | |
| ③主な意見の内容 | |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|-----------|
| 平成28年2月29日 | I-1-②事務の内容 | | ⑭～⑳を追加 | 事後 | |
| 平成28年2月29日 | II-5-移転先2 | | 移転先2を追加 | 事後 | |
| 平成29年7月11日 | I-5-②法令上の根拠 | (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護給付等関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項 (93,94) | (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、 42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、 94、95、97、108、109、119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93.94.95の項 | 事後 | |
| 平成29年7月11日 | I-6-②所属長 | 佐藤 宏之 | 介護保険課長 大越 一彦 | 事後 | |
| 平成29年7月11日 | 別紙1 | 法令上の根拠(項番) 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117 | 法令上の根拠(項番) 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、 42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、 94、95、97、108、109、119の項 | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | I-5 ②所属長の役職名 | 介護保険課長 大越 一彦 | 保健福祉部介護保険課長 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和1年6月27日 | II-5別紙2 | 法令上の根拠(項番) 4、24 | 法令上の根拠(項番) 3、22 | 事後 | 条例改正のため |
| 令和1年6月27日 | Ⅲ-6>リスク2 不正な提供 が行われるリスク>リスクに対 する措置の内容 | | 上記リスク1に係る措置の内容に加え、中間 サーバから発出される突合ファイルによる突合 を可能としている。 | 事後 | |

| | | | | | |
|-----------|-------------------------------------|--|--|----|---------|
| 令和1年6月27日 | Ⅲ-6>リスク2:不正な提供が行なわれるリスク>リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | IV-① 請求先 | 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部ソーシャルメディア推進課(市政情報センター) 電話024-924-3511 | 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 電話024-924-3511 | 事後 | 組織改編のため |
| 令和3年9月1日 | I-5-②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護給付等関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93.94.95の項 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護給付等関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93.94.95の項 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | I-6-②所属長の役職名 | 保健福祉部介護保険課長 | 介護保険課長 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | II-5-提供先 | 番号法第19条第7号 別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1を参照) | 番号法第19条第8号 別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1を参照) | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | II-5-①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二(別紙1を参照) | 番号法第19条第8号 別表第二(別紙1を参照) | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | II-5-②提供先における用途 | 番号法第19条第7号 別表第二の第2欄に掲げる者(別紙1を参照) | 番号法第19条第8号 別表第二の第2欄に掲げる者(別紙1を参照) | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | (別紙1) | 番号法第19条第7号別表第二に定める事務 | 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |